

○京都府立大学情報システム運用基本規程

(平成20年京都府立大学規程第13号)

(目的)

第1条 この基本規程は、京都府立大学情報システム運営基本方針（平成20年京都府立大学規程第12号）第2条の規定による基本規程として、京都府立大学（以下「本学」という。）における情報システムの運用、管理及び利用に関する基本的事項を規定する。

(適用範囲)

第2条 この基本規程は、本学情報システムを運用し、管理し、又は利用するすべての者に適用する。

(定義)

第3条 この基本規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 情報システム

情報処理及び情報ネットワークに係るシステムで以下のものを本学情報システムといい、本学情報ネットワークに接続する機器を含む。

なお、研究・教育用の情報システムと区別するため、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）の事務処理の用に供され、法人事務局が運用責任を持つ情報システムを、法人情報システムと呼ぶ。

ア 本学により、所有又は管理されているもの。

イ 本学との契約又は他の協定に従い提供されるもの。

ウ 本学情報ネットワークに接続される私有のもの。

(2) 情報ネットワーク

本学情報ネットワークには、次のものを含む。

ア 本学により、所有又は管理されているすべての情報ネットワーク

イ 本学との契約又は他の協定に従って提供されるすべての情報ネットワーク

(3) 情報

情報には、次のものを含む。

ア 情報システム内部に記録された情報

イ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報

ウ 情報システムに関連する書面に記載された情報

(4) ポリシー

本学が定める京都府立大学情報システム運営基本方針及びこの基本規程をいう。

- (5) 実施規程
ポリシーに基づき策定される規程、内規、基準及び計画をいう。
- (6) 手順
実施規程に基づき策定される具体的な手順、マニュアル及びガイドラインをいう。
- (7) 教職員等
本学に勤務する常勤又は非常勤の教職員（派遣職員及び臨時職員を含む。）その他部局情報総括責任者が認めた者をいう。
- (8) 学生等
京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規則第1号）に定める学部学生、大学院学生、研究生、研究員、研修員、研究者等その他部局情報総括責任者が認めた者をいう。
- (9) 利用者
教職員等及び学生等で、本学情報システムを利用する許可を受けて利用する者をいう。
- (10) 臨時利用者
教職員等及び学生等以外の者で、本学情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用する者をいう。
- (11) 情報資産
情報システムに関連するすべての機器及びデータをいう。
- (12) 情報セキュリティ
情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 電磁的記録
電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
- (14) インシデント
情報セキュリティに関し、意図的又は偶発的に生じる、本学規程又は法律に反する事故又は事件をいう。
- (15) 明示等
情報を取り扱うすべての者が当該情報の格付けについて共通の認識となるよう措置することをいう。
- (16) 学外の情報システムと本学情報システムとの接続
本学に提供されたグローバルIPアドレス以外のグローバルIPアドレスを用いる情報システムと本学情報システムとがインターネットを介して送受信するに際して、ユーザアカウント、ユーザID、パスワードの少なく

とも1つの入力を伴う方法で行う接続をいう。

(全学情報総括責任者)

第4条 本学情報システムの運営に責任を持つ者として、本学に全学情報総括責任者（chief information officer:以下「CIO」という。）を置き、学長が任命する。

2 CIOは、ポリシー及びそれに基づく規程の決定や情報システム上での各種問題に対する処置を行う。

3 CIOは、全学向け教育及び各部局の情報担当者向け教育を統括する。

4 CIOに事故があるときは、CIOがあらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

5 CIOは、原則として、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した者を情報セキュリティアドバイザー（以下「CIO補佐」という。）として置く。

(全学情報システム運営委員会)

第5条 本学情報システムの円滑な運営のため、全学情報システム運営委員会（以下「全学情報運営委員会」という。）を置く。

2 全学情報運営委員会は以下を実施する。

(1) ポリシー並びに全学向け教育の実施ガイドラインの制定及び改廃

(2) 情報システムの運用並びに利用に関する教育に係る規程及び手順の制定及び改廃

(3) 情報システムの運用並びに利用に関する教育に係る年度計画の制定及び改廃、並びにその計画の実施状況の把握

(4) 情報システム運用リスクに関する規程の制定及び改廃、並びにその実施状況の把握

(5) 情報システムに関するセキュリティ対策の決定、並びにその実施状況の把握

(6) 情報セキュリティ監査に関する規程の制定及び改廃、並びにその実施

(7) 情報システム非常時行動計画の制定及び改廃、並びにその実施

(8) インシデントの再発防止策の検討及び実施

(9) その他必要な事項

3 全学情報運営委員会に関する庶務は、企画・地域連携課において処理する。

(全学情報運営委員会の構成員)

第6条 全学情報運営委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 情報システム長

(2) 情報ネットワーク長

(3) 部局情報総括責任者

- (4) 教養教育センターの情報教育分野の責任者
 - (5) 広報委員会のインターネット広報担当部会の責任者
 - (6) 総務課長、学務課長及び附属図書館事務長
 - (7) その他C I Oが特に必要と認める者
- 2 全学情報運営委員会の委員長は、C I Oをもって充てる。
(任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全学情報運営委員会の運営)

第8条 委員長は、全学情報運営委員会を招集し、会務を総理する。

- 2 全学情報運営委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(情報システム長)

第9条 本学に情報実務の実施責任者として情報システム長を置く。

- 2 情報システム長は、C I Oの推薦により、学長が任命する。
- 3 情報システム長は、C I Oの指示により、本学情報システムの整備と運用に関し、ポリシー、実施規程及び各手順の実施を行う。
- 4 情報システム長は、情報システムの運用に携わる者及び利用者に対して、情報システムのセキュリティに関する教育を企画し、ポリシー、実施規程及び各手順等を遵守させるための教育を実施する。
- 5 情報システム長は、本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報において本学情報システムを代表する。

(情報ネットワーク長)

第10条 本学に情報システムの管理運用の責任者として情報ネットワーク長を置く。

- 2 情報ネットワーク長は、情報システム長の推薦により、C I Oが任命する。
- 3 情報ネットワーク長は、C I O及び情報システム長の指示を受け、全学情報システム管理運営部門と、運用の一部又は全てを委託した第三者、並びに各部局ネットワーク連絡員との間での技術的連絡調整と各実施規程及び手順の実施を担当する。

(管理運営部門)

第11条 全学情報運営委員会は、全学情報システムの管理運営部門として企画・地域連携課を定める。

(管理運営部門が行う事務)

第12条 管理運営部門は、情報システム長の指示により、以下の各号に定める事務を行う。

- (1) 全学情報運営委員会の運営に関する事務

- (2) 全学情報システムの運用と利用におけるポリシーの実施状況の取りまとめ
- (3) 講習計画、リスク管理及び非常時行動計画等の実施状況の取りまとめ
- (4) 本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報

(部局情報総括責任者)

第13条 各部局に部局情報総括責任者を置く。部局の長がこれを任命する。

- 2 部局情報総括責任者は、部局における運用方針の決定や情報システム上での各種問題に対する処置を担当する。

(部局情報システム運用委員会)

第14条 各部局に部局情報システム運用委員会（以下「部局情報委員会」という。）を置く。

- 2 部局情報委員会は以下の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 部局におけるポリシーの遵守状況の調査と周知徹底
- (2) 部局におけるリスク管理及び非常時行動計画の策定及び実施
- (3) 部局におけるインシデントの再発防止策の策定及び実施
- (4) 部局における利用者向け教育の企画及び実施

(部局情報委員会の構成員)

第15条 部局情報委員会は、委員長及び次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) ネットワーク連絡員
- (2) 情報担当者
- (3) その他部局情報総括責任者が必要と認める者

- 2 部局情報委員会の委員長は、部局情報総括責任者をもって充てる。

(ネットワーク連絡員)

第16条 部局にネットワーク連絡員を置く。部局の長がこれを任命する。

- 2 ネットワーク連絡員は、部局情報システムの構成の決定や技術的問題に対する処置を担当する。

- 3 ネットワーク連絡員は、情報担当者及び情報機器管理責任者に対し、ポリシー、実施規程及び各手順等を遵守させるための教育を実施する。

(情報担当者)

第17条 ネットワーク連絡員は、複数の情報担当者に実務を担当させることができる。情報担当者はネットワーク連絡員が推薦し、部局の長が任命する。

- 2 情報担当者は、ネットワーク連絡員の指示により、部局の情報システムの運用の技術的実務を担当し、部局の利用者への教育を補佐する。

(情報機器管理責任者)

第18条 ネットワーク連絡員は、研究室など一定の情報機器設置単位ごとに、情報機器管理責任者を定める。

- 2 情報機器管理責任者は、ネットワーク連絡員の指示に従い、設置単位内の情報

機器の管理に責任を持つ。

(役割の分離)

第19条 情報セキュリティ対策の運用において、以下の役割は同じ者が兼務してはならない。

- (1) 承認又は許可事案の申請者とその承認者又は許可者
- (2) 監査を受ける者とその監査を実施する者

(情報の格付け)

第20条 全学情報運営委員会は、情報システムで取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、書面については機密性の観点から、当該情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示等の規定を整備する。

(本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第21条 C I Oは、本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置についての規定を整備する。

- 2 本学の情報システムを運用し、管理し、又は利用する者は、本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関し、必要な措置を講じる。

(情報システム運用の外部委託管理)

第22条 C I Oは、本学情報システムの運用業務のすべて又はその一部を第三者に委託して行う場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう、必要な措置を講じる。

(情報セキュリティ監査責任者)

第23条 学長は、必要があると認めた場合に情報セキュリティ監査責任者を置くことができる。

- 2 情報セキュリティ監査責任者は、情報セキュリティ監査に関する事務を統括する。

(監査)

第24条 情報セキュリティ監査責任者は、情報システムのセキュリティ対策がポリシーに基づく手順に従って実施されていることを監査する。

- 2 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(見直し)

第25条 ポリシーに基づく実施規程又は手順を整備した者は、当該実施規程又は手順の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行う。

- 2 本学の情報システムを運用し、管理し、又は利用する者は、自らが実施した情報セキュリティ対策に関連する事項に課題又は問題点が認められる場合には、当該事項の見直しを行う。

(その他)

第26条 本学情報システムの運用、管理及び利用に関し必要となる実施規程並びに手順は、この基本規程に基づき別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。